

仕様書

1 件名

自動体外式除細動器（AED）の購入(更新)

2 数量

1 台

3 納入場所

四国総合通信局 総務部総務課財務室（以下「主管室」という。）

電話番号：089-936-5026（資材係）

4 納入期限

令和8年10月28日(水)

5 調達目的

現在設置している AED について、耐用年数を経過し更新が必要となったため、既設 AED を撤去し、新たな AED へ入れ替えるものとする。

6 仕様

（1）AED 本体

1. 医療機器として厚生労働省の承認を受けた製品であること。
2. 新品であること。
3. 音声ガイダンス及び表示画面等により操作手順を案内できること。
4. 自動体外式除細動器（AED）として正常に心電図解析及び除細動が実施できること。
5. 成人及び小児に対応できること。
6. バッテリー及び電極パッドの管理状態を自動でセルフチェックできること。
7. 本体の動作状況を目視により容易に確認できること。
8. 防塵・防滴性能を有すること。

（2）付属品

次の付属品を含むこと。

- バッテリー 1 個
- 成人・小児兼用または成人用電極パッド 1 組
- キャリングケース 1 個
- レスキューセット（はさみ、剃刀、タオル、人工呼吸用具等）
- 取扱説明書

(3) 消耗品

1. 納入時に装着されるバッテリー及び電極パッドは新品であること。
2. 納入時点でバッテリー及び電極パッドの有効期限が十分残存していること。

(4) 品質

1. 未使用品であること。
2. 製造上及び性能上の欠陥がないこと。
3. 関係法令等に適合した製品であること。
4. 既設の AED 収納ボックスを継続使用するため、納入する AED は収納ボックス内に収納可能な寸法であること。

(収納ボックス内寸：幅 3 9 0 mm、高さ 1 4 0 mm、奥行 3 3 0 mm 以下)

7 撤去・設置

1. 受注者は既設 AED の撤去及び新規 AED の設置を行うこと。
2. 既設の収納ボックスを継続使用するため、新規 AED は収納ボックスに収容可能な寸法であること、又は必要な調整を行うこと。
3. 撤去した既設 AED は関係法令等を遵守し、適正かつ環境に配慮した方法により回収及び処分すること。

8 保証及びサポート

1. 納入日から 5 年以上の保証を有し、耐用年数は 7 年以上とすること。
2. 故障時の問い合わせ及び修理体制を有すること。
3. 操作方法に関する説明を納入時に実施すること。

9 提出書類

受注者は納入時に次の書類を提出すること。

- 取扱説明書
- 保証書
- 医療機器承認番号が確認できる資料
- その他発注者が求める資料

10 その他

1. 搬入、設置、撤去及び諸経費は契約金額に含むものとする。
2. 同等以上の性能を有する製品の提案を可とする。
3. 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上決定するものとする。